

第95回 定時株主総会 招集ご通知

日 時	2021年6月24日(木曜日) 午前10時
場 所	東京都八王子市石川町2951番地4 株式会社ニレコ 八王子事業所 (本店) A棟3階 大会議室
議 案	第1号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名 選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ス tockオプションの具体的な 内容決定の件 第4号議案 2022年3月期に発行予定の取 締役に対する株式報酬型ス tockオプションの具体的な 内容決定の件

目 次	
第95回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告	46

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席が難しい場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都八王子市石川町2951番地4 株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容の報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件 第4号議案 2022年3月期に発行予定の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	3ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nireco.jp/ir/plenary_session/index.html）に掲載させていただきます。 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nireco.jp/ir/plenary_session/index.html）に掲載してまいりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。 <ol style="list-style-type: none"> ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

以 上

- 株主総会当日、当社の役員及びスタッフはマスク着用、軽装（クールビズ）で対応をさせていただきます。株主の皆さまにおかれましても、ご来場いただく際は消毒液の使用、マスク着用、また、軽装にてご出席ください。
- 大会議室が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時30分
入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

個人番号 XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号・3号・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

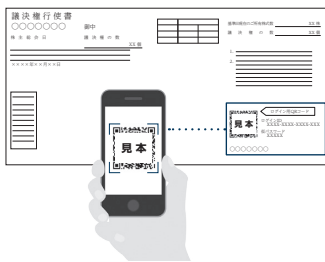
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

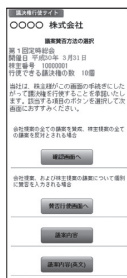
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



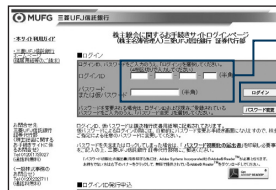
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

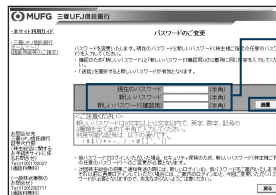
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

当期の剰余金の配当につきまして

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款第34条に定めています。

当期の期末配当につきましては、2021年6月1日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。これにより、年間配当金は中間配当金10円と合わせ1株につき24円となります。

①配当財産の種類	金銭
②配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 14円 配当総額 102,616,556円
③剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月9日（水曜日）

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

くぼた とし はる
久保田 寿治

再任

生年月日

1962年11月5日

所有する当社の株式数

84,100株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

2010年4月 当社プロセス技術部長
2012年6月 当社取締役(執行役員兼務)に就任、プロセス事業部長を委嘱
2015年6月 当社代表取締役社長に就任、CEOを委嘱(現任)
2019年10月 株式会社光学技研取締役に就任(現任)

取締役候補者とした理由

久保田 寿治氏は、当社の代表取締役として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、当社グループ全体に対するリーダーシップを発揮することで業績を大幅に改善させるなど当社の企業価値向上に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

候補者番号

2

はざま
裕

こうじ
光司

再任

生年月日

1958年7月11日

所有する当社の株式数

7,200株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

3

みうら
三浦

まこと
誠

再任

生年月日

1958年4月16日

所有する当社の株式数

7,200株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

2014年6月 当社取締役に就任（現任）
2015年6月 当社執行役員兼務、管理部門長を委嘱（現任）
2018年6月 尼利可自動制御機器（上海）有限公司監事に就任（現任）
2019年10月 株式会社光学技研監査役に就任（現任）

取締役候補者とした理由

裕 光司氏は、長年にわたり企業経営に携わり、豊富な知識と経験を有していることに加え、当社の管理部門長として、財務、資本政策、広報・IR活動などを統括し、経営管理及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

略歴、当社における地位及び担当

2011年6月 当社プロセス営業部長
2014年11月 Nireco Process Korea Co., Ltd.取締役に就任
2015年6月 当社執行役員プロセス事業部長
2018年4月 尼利可自動制御機器（上海）有限公司董事長に就任（現任）
2018年6月 当社執行役員プロセス事業部海外統括（現任）
2019年2月 Nireco Process Korea Co., Ltd.社長に就任
2019年6月 当社取締役に就任（現任）

重要な兼職の状況

尼利可自動制御機器（上海）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

三浦 誠氏は、プロセス事業部長を経験後、尼利可自動制御機器（上海）有限公司董事長、Nireco Process Korea Co., Ltd.社長に就任し、当社グループの海外事業基盤の強化に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役佐藤 順一氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

な か い あ つ お
中井 淳夫

新任、社外、独立

生年月日

1957年2月14日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	三菱商事株式会社入社
1991年10月	香港三菱有限公司 財務経理部 部長代行に就任
2000年7月	三菱商事株式会社 関西支社経理部 生活産業チームリーダーに就任
2004年11月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 品川統括に就任
2009年7月	三菱自動車販売(中国)有限公司 副社長 兼 CFOに就任
2013年7月	三菱商事ファッション株式会社 専務取締役管理本部長に就任
2016年11月	株式会社エム・シー・コミュニケーションズ 総務経理部長に就任
2017年6月	株式会社キューブシステム 社外独立常勤監査役に就任(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中井 淳夫氏は、経理・財務部門及び監査役としての豊富な知識と経験を有していることから、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しており、監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

- (注) 1. 中井 淳夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中井 淳夫氏は2021年6月23日付で株式会社キューブシステムの常勤監査役を退任予定です。
3. 中井 淳夫氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、中井 淳夫氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合を除く。)。中井 淳夫氏が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、中井 淳夫氏が取締役選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

当社は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、支給限度額を年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とした定額報酬、支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬、ストックオプション（退職後の一定期間に限り行使可能な退職時報酬型）として割り当てる新株予約権の報酬枠を口数上限200個、年額30百万円以内とした株式報酬について、決議いただいております。

一般の会社法改正に伴い、今後も従前と同様に取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新株予約権を下記のとおり割り当てることについてお願いするものであります。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名であり、第1号議案が原案どおり承認された場合、本総会終結の時から現状と同じく3名となります。

各取締役へのストックオプション報酬の配分および支給時期につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

記

新株予約権の付与を相当とする理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇及び企業価値増大への意欲や士気を一層高めることを目的とし、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

ストックオプションとしての新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権１個当たり100株とする。

なお、当社が普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる１株未満の端数は切り捨てる。当社普通株式20,000株を、当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

（２）新株予約権の数量

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に発行する新株予約権については、口数200個、年額30百万円を定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の数量の上限とする。但し、上記（１）に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる１株未満の端数は切り捨てる。

（３）新株予約権の払込金額

割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した公正価値とする。ただし、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を割当対象者に支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込債務を相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行又は処分する株式1株当たりの払込金額を1円としてこれに付与株式数を乗じた金額とする。尚、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から20年以内の期間を別途定める。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

- ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。

(7) 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する場合、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記(6)の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本件新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(9) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式の数組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額再編後払込金額に上記（4）にしたがって決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ その他行使条件及び取得条項
上記（6）及び（7）に準じて定めるものとする。

(10) その他新株予約権の内容

上記（1）から（9）の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

第4号議案

2022年3月期に発行予定の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

当社は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、支給限度額を年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とした定額報酬、支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬、ストックオプション（退職後の一定期間に限り行使可能な退職時報酬型）として割り当てる新株予約権の報酬枠を口数上限200個、年額30百万円以内とした株式報酬について、決議いただいております。

例年5月の取締役会で決議の上6月の株主総会前に取締役（監査等委員である取締役を除く。）に新株予約権を付与しておりましたが、今般の会社法改正に伴い、新株予約権の内容について決議すべき事項が法令により決まり、例年と同様の新株予約権を付与するには株主総会の決議が必要となりました。そこで、改めて本総会において2021年3月期事業年度報酬にかかる新株予約権について、第3号議案で決議いただいた内容に基づき取締役会決議後に付与させていただきたく存じます。新株予約権の付与を相当とする理由・新株予約権の目的である株式の種類および数その他新株予約権の内容は第3号議案記載のとおりです。その結果、本総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の報酬枠に限り第3号議案に基づき発行する新株予約権とは別に口数上限200個、年額30百万円以内を付与させていただくことについてお願いするものであります。会社法改正に伴い本年は2021年3月期事業年度分報酬として定時株主総会前に新株予約権の発行を行っていないため、本総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の報酬枠に限り第3号議案に基づき発行する新株予約権とあわせ口数上限400個、年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、2021年3月期の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名であります。

各取締役へのストックオプション報酬の配分および支給時期につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

。

記

新株予約権の付与を相当とする理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇及び企業価値増大への意欲や士気を一層高めることを目的とし、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

ストックオプションとしての新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権１個あたり100株とする。

なお、当社が普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる１株未満の端数は切り捨てる。

当社普通株式20,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。なお、会社法改正に伴い本年は定時株主総会前に新株予約権の発行を行っていないため、2021年の当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限に限り40,000株とし、次事業年度以降、20,000株とする。

（２）新株予約権の数量

2022年3月期以降に取締役（監査等委員である取締役を除く。）に発行する新株予約権については、口数200個、年額30百万円を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の数量の上限とする。但し、上記（１）に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる１株未満の端数は切り捨てる。なお、会社法改正に伴い本年は定時株主総会前に新株予約権の発行を行っていないため、2021年の当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権に限り上限を400個とし、次事業年度以降、200個とする。

(3) 新株予約権の払込金額

割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した公正価値とする。ただし、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を割当対象者に支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込債務を相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行又は処分する株式1株当たりの払込金額を1円としてこれに付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から20年以内の期間を別途定める。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

- ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。

(7) 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する場合、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記(6)の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本件新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(9) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式の数組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額再編後払込金額に上記（4）にしたがって決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ その他行使条件及び取得条項
上記（6）及び（7）に準じて定めるものとする。

(10) その他新株予約権の内容

上記（1）から（9）の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、年度前半は大幅に落ち込んだものの、年度後半にかけワクチンの開発などにより経済活動の再開に向けた取り組みが見られました。わが国においても、国内外の経済活動の落ち込みなどにより厳しい経済状況が続きましたが、年度後半にかけ一部に持ち直しの動きも見られました。

当社グループ（当社及び連結子会社）の主要取引先である鉄鋼、電子部品、化学、印刷・紙加工、食品など各メーカーの設備投資は、年度前半は総体的に落ち込むこととなりましたが、年央より業種により強弱はあるものの経済活動の再開に伴う一定の回復が見られました。このような状況の下、当社グループは、いかなる環境下においても成長できる体制の実現を目指し、当社グループのコア技術である画像処理、センシング及び光学技術の強化に努めるとともに費用の抑制を図りました。加えて、ドイツのウェブ制御機器メーカーであるErhardt+Leimer GmbH（エアハルトライマー ゲーエムベーハー）と業務提携契約を締結するなど、今後の事業拡大を図るための活動を行いました。

この結果、当期の受注高は74億4千7百万円（前期比10.5%減）となり、前期に比べ8億7千万円減少となりました。なお、受注残高は29億1千4百万円（前期比13.4%減）となり、前期に比べ4億5千2百万円減少となりました。

当期の売上高は78億9千9百万円（前期比10.0%減）となり、前期に比べ8億7千5百万円減少しました。

利益面について、営業利益は6億円（前期比36.9%減）、経常利益は6億3千5百万円（前期比35.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億3千2百万円（前期比44.5%減）となりました。

	第94期 (2020年3月期)	第95期 (2021年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	8,317	7,447	870減	10.5%減
売上高	8,775	7,899	875減	10.0%減
営業利益	952	600	351減	36.9%減
経常利益	989	635	354減	35.8%減
親会社株主に帰属する当期純利益	779	432	346減	44.5%減

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

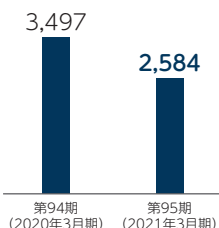
計算書類

監査報告

セグメント別の概況は次のとおりであります。

プロセス事業

売上高 (単位：百万円)

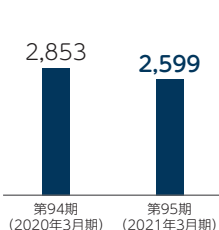


世界的に鉄鋼需要が減少する中、鉄鋼業界における設備投資の抑制の流れを受け、売上高、受注高共に減少しました。

その結果、当事業の受注高は22億4千2百万円（前期比21.9%減）、受注残高は11億7千3百万円（前期比22.5%減）、売上高は25億8千4百万円（前期比26.1%減）、セグメント利益は4億1千2百万円（前期比44.1%減）となりました。

ウェブ事業

売上高 (単位：百万円)

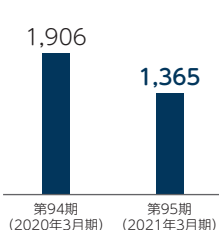


主力製品である耳端位置制御装置等の売上高は、経済活動が停滞した年度前半は低調に推移いたしましたが、各メーカーの設備投資需要は上期後半から回復傾向が見られ、年度後半にかけ特に国外における二次電池向けが受注、販売共に回復基調となりました。

その結果、当事業の受注高は26億2千万円（前期比1.7%減）、受注残高は5億8千万円（前期比3.7%増）、売上高は25億9千9百万円（前期比8.9%減）、セグメント利益は2億9千1百万円（前期比46.8%減）となりました。

検査機事業

売上高 (単位：百万円)

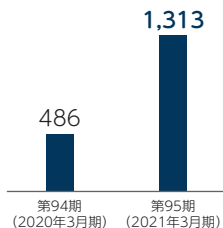


無地検査装置の売上高は、景気動向から国内メーカーにおいて検査設備への投資を延期する動きが生じたことから前期比で減少いたしました。一方、選果設備向けなどの食品外観検査装置の販売は堅調に推移しました。

その結果、当事業の受注高は12億6千5百万円（前期比26.0%減）、受注残高は6億1千1百万円（前期比14.1%減）、売上高は13億6千5百万円（前期比28.4%減）、セグメント損失は1千9百万円（前期はセグメント利益9千2百万円）となりました。

オプティクス事業

売上高 (単位：百万円)



半導体市場における強い設備投資需要が続き、半導体検査装置向けの光学部品などの販売が堅調に推移しました。

その結果、当事業の受注高は12億8千万円、受注残高は5億4千4百万円、売上高は13億1千3百万円（前期比170.3%増）、セグメント利益は3億9千9百万円（前期比406.0%増）となりました。

なお、当セグメントにおいては、グループ会社である株式会社光学技研を前第4四半期連結会計期間より連結対象として組み込んでいます。そのため、同社を通期に亘り連結対象とした当連結会計年度は売上高、利益の増加が大きくなっています。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

前連結会計年度は新型コロナウイルスの感染拡大により実体経済へ大きな影響が生じましたが、当連結会計年度においては、世界各国においてワクチン接種の拡大や経済活動の再開による効果もあり、世界的な景気回復の動きが見られています。

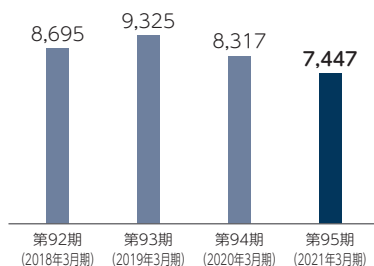
このような見通しの下、当社グループは、いかなる環境下においても成長できる体制の実現を目指して、当社グループのシナジーを最大限発揮し、「市場の拡大」、「技術の進化」、「経営体質の強化」の重点テーマ推進に引き続き全力で取り組んでいきます。

具体的には、プロセス事業においては、生産回復が見られる海外鉄鋼産業向けの販売活動強化を図るほか、製造設備投資の回復が見込まれるウェブ事業では、事業提携を行ったErhardt+Leimer GmbH製品の取扱いを開始することを含め販売活動に注力してまいります。また、検査機事業においては、前連結会計年度に延期された顧客企業の設備投資の取り込みを図ると共に、新製品「Mujiken-Express」等の販売拡大などを行ってまいります。加えて、半導体検査装置向けを中心に好調を維持しているオプティクス事業では、医療分野向け活動の拡大を図るなど、積極的な展開を行ってまいります。

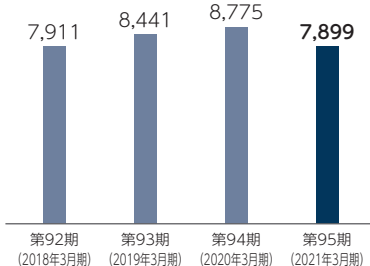
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 直前3事業年度の財産及び損益の状況

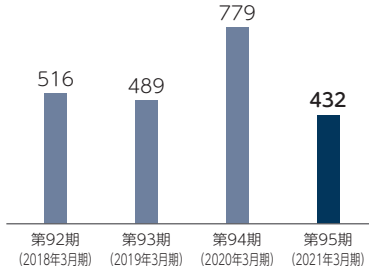
受注高 (単位：百万円)



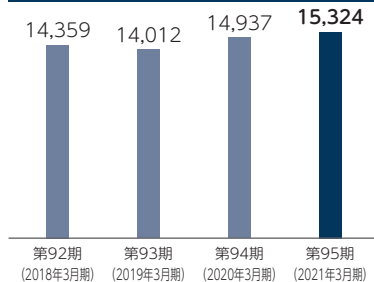
売上高 (単位：百万円)



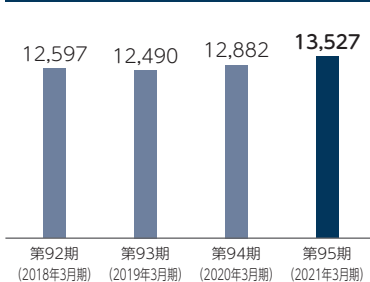
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



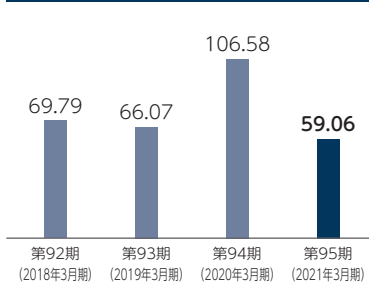
総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第92期 (2018年3月期)	第93期 (2019年3月期)	第94期 (2020年3月期)	第95期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
受注高	(百万円)	8,695	9,325	8,317	7,447
売上高	(百万円)	7,911	8,441	8,775	7,899
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	516	489	779	432
1株当たり当期純利益	(円)	69円79銭	66円07銭	106円58銭	59円06銭
総資産	(百万円)	14,359	14,012	14,937	15,324
純資産	(百万円)	12,597	12,490	12,882	13,527
資本金	(百万円)	3,072	3,072	3,072	3,072

⑥ 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
ミヨタ精密株式会社	88百万円	100.0%	プロセス事業、ウェブ事業及び検査機事業製品の加工、組立及び配線
株式会社光学技研	75百万円	100.0%	光学製品の開発、製造並びに販売、光学結晶及びガラス部品の試作加工
仁力克股份有限公司（台湾）	13百万NTドル	100.0%	ウェブ事業関連装置のアジア地区における製造及び販売
尼利可自動制御機器（上海）有限公司（中国）	270百万円	100.0%	プロセス事業、ウェブ事業及び検査機事業製品の製造、販売及び保守サービス
Nireco Process Korea Co.,Ltd.（韓国）	1,100百万ウォン	90.9%	プロセス事業製品の製造、販売及び保守サービス
Nireco International GmbH（ドイツ）	2万5千ユーロ	100.0%	プロセス事業における制御・計測装置の開発、製造、販売

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑦ 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは下記製品及び関連システムの製造、販売を主たる事業内容としております。

区分	主要製品名
プロセス事業	プロセス制御装置 自動識別印字装置 耳端位置制御装置（メタル関連） 渦流式溶鋼レベル計 板幅計
ウェブ事業	耳端位置制御装置（印刷・フィルム関連） 張力制御装置 見当合わせ制御装置 糊付け装置 印刷品質検査装置
検査機事業	無地検査装置 画像処理解析装置 食品外観検査装置 近赤外分析システム
オプティクス事業	検査・計測・加工用レーザー光源 光学部品
その他事業	機械部品製作、電子機器組立

⑧ 当社の主要な事業所（2021年3月31日現在）

名称	所在地
八王子事業所（本店）	東京都八王子市
東京営業所	東京都江東区
光技術研究所	東京都練馬区
大阪営業所	大阪府吹田市
明石営業所	兵庫県明石市
九州営業所	福岡県北九州市

⑨ 主要な子会社の事業所（2021年3月31日現在）

	会社名	所在地
国内	ミヨタ精密株式会社	神奈川県相模原市
	株式会社光学技研	神奈川県厚木市
海外	仁力克股份有限公司	台湾新北市
	尼利可自動控制機器（上海）有限公司	中国上海市
	Nireco Process Korea Co.,Ltd.	韓国慶州市
	Nireco International GmbH	ドイツエッセン市

⑩ 従業員の状況（2021年3月31日現在）

1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
プロセス事業	135名	増2名
ウェブ事業	114名	減1名
検査機事業	66名	増1名
オプティクス事業	72名	増2名
全社（共通）	40名	増8名
合計	427名	増12名

（注） 1.全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	255名	増7名	46.1歳	18.8年
女	33名	増1名	43.5歳	16.7年
合計または平均	288名	増8名	45.8歳	18.6年

2 会社株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,305,249株 |
| ③ 株主数 | 2,322名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
ニレコ取引先持株会	560,800	7.65
極東貿易株式会社	469,590	6.41
株式会社きらぼし銀行	364,640	4.97
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 日本製鉄退職金口 再信託 受託者 株式会社日本カストディ銀行	267,800	3.65
ニレコ従業員持株会	261,559	3.57
浅井 美博	240,000	3.27
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	222,100	3.03
株式会社ヒラノテクシード	177,400	2.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	158,900	2.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	139,300	1.90

- (注) 1. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本製鉄退職金口再信託受託者日本カストディ銀行の持株数267,800株は日本製鉄株式会社から同銀行へ信託された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権は日本製鉄株式会社が留保しています。
2. 上表の持株比率は自己株式 (975,495株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

1) 職務執行の対価として交付されている新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	権利行使期間	権利行使時の1株当たり払込金額
株式会社ニレコ新株予約権2013 (2013年6月24日)	164個 内訳： 取締役4名 104個 取締役以外の使用人4名 60個	普通株式 16,400株	2013年6月25日から 2033年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2014 (2014年6月23日)	134個 内訳： 取締役4名 104個 取締役以外の使用人2名 30個	普通株式 13,400株	2014年6月24日から 2034年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2015 (2015年6月22日)	89個 内訳： 取締役4名 69個 取締役以外の使用人4名 20個	普通株式 8,900株	2015年6月23日から 2035年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2016 (2016年6月20日)	170個 内訳： 取締役4名 124個 取締役以外の使用人2名 46個	普通株式 17,000株	2016年6月21日から 2036年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2017 (2017年6月20日)	160個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人2名 46個	普通株式 16,000株	2017年6月21日から 2037年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2018 (2018年6月20日)	183個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人3名 69個	普通株式 18,300株	2018年6月21日から 2038年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2019 (2019年6月20日)	206個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人4名 92個	普通株式 20,600株	2019年6月21日から 2039年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2020 (2020年6月22日)	206個 内訳： 取締役3名 114個 取締役以外の使用人4名 92個	普通株式 20,600株	2020年6月23日から 2040年5月31日まで	1円

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。

2. 上記1にかかわらず、以下①～⑦のいずれかに該当する場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 株式会社ニレコ新株予約権2013の新株予約権者が2033年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2033年5月1日から2033年5月31日までの間
 - ② 株式会社ニレコ新株予約権2014の新株予約権者が2034年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2034年5月1日から2034年5月31日までの間
 - ③ 株式会社ニレコ新株予約権2015の新株予約権者が2035年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2035年5月1日から2035年5月31日までの間
 - ④ 株式会社ニレコ新株予約権2016の新株予約権者が2036年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2036年5月1日から2036年5月31日までの間
 - ⑤ 株式会社ニレコ新株予約権2017の新株予約権者が2037年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2037年5月1日から2037年5月31日までの間
 - ⑥ 株式会社ニレコ新株予約権2018の新株予約権者が2038年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2038年5月1日から2038年5月31日までの間
 - ⑦ 株式会社ニレコ新株予約権2019の新株予約権者が2039年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2039年5月1日から2039年5月31日までの間
 - ⑧ 株式会社ニレコ新株予約権2020の新株予約権者が2040年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2040年5月1日から2040年5月31日までの間
3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2) 当事業年度末日における新株予約権の保有状況

発行年度	取締役 (監査等委員を除く)		取締役以外の使用人	
	個数	保有者数	個数	保有者数
2013年度	18個	1名	30個	2名
2014年度	18個	1名	30個	2名
2015年度	12個	1名	20個	2名
2016年度	87個	2名	46個	2名
2017年度	87個	2名	46個	2名
2018年度	87個	2名	69個	3名
2019年度	110個	3名	69個	3名
2020年度	114個	3名	69個	3名
合計	533個		379個	

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	株式会社ニレコ新株予約権2020（2020年6月22日）
新株予約権の数	206個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 20,600株
権利行使時の1株当たり払込金額	1円
権利行使期間	2020年6月23日から2040年5月31日まで
権利行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。 2. 上記1にかかわらず、新株予約権者が2040年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合は、2040年5月1日から2040年5月31日までの間行使できるものとする。 3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。 4. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
交付状況	交付対象者 取締役3名、新株予約権の数 114個、目的となる株式数 11,400株 交付対象者 取締役以外の使用人4名、新株予約権の数 92個、目的となる株式数 9,200株

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	久保田 寿 治	C E O
取 締 役 執 行 役 員	碓 光 司	管理部門長
同	三 浦 誠	プロセス事業部海外統括兼尼利可自動制御機器（上海）有限公司董事長
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	佐 藤 順 一	
同	中 野 厚 徳	虎ノ門パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士
同	橋 本 光 男	職業能力開発総合大学校 名誉教授

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）佐藤 順一氏は、他社における監査役としての豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 上記の他、執行役員制度を導入しております。
- | | | |
|------|---------|-----------------------|
| 執行役員 | 小林 正明氏 | 開発部門長 |
| 執行役員 | 藤原 利之氏 | SCM部門長 兼 仁力克股份有限公司董事長 |
| 執行役員 | 浅川 直仁氏 | 検査機事業部長 |
| 執行役員 | 佐々田 卓也氏 | プロセス事業部長 |
| 執行役員 | 中村 洋三氏 | ウェブ事業部長 |
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

〔社外役員の独立性についての当社の考え方〕

当社は、会社法上の要件に加え独自の「独立社外取締役の独立性判断基準」（注）を策定し、この資格要件を基準に社外役員を選定しているため、社外役員の独立性は十分保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

（注）「独立社外取締役の独立性判断基準」

当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、その独立性を判断する基準として、法令上求められる要件を満たし、かつ次の各事項に該当しない者を条件と定めております。

- ① 現在も含め就任前過去10年間に於いて、当社グループの取締役、監査役、執行役、その他使用人、またはその家族（配偶者、2親等内の親族）であった者
- ② 現在も含め過去5年間に於いて、当社グループの主要取引先企業（連結売上高の2%以上を占める企業等。但し、④のプロフェッショナルサービスは除く。）の取締役、監査役、執行役、その他使用人であった者
- ③ 現在も含め過去5年間に於いて、当社の10%以上の議決権を保有する株主（法人の場合は取締役、監査役、執行役、その他使用人）であった者
- ④ 現在も含め過去5年間に於いて、いずれかの事業年度に当社グループからコンサルティング、弁護士、会計士、税理士等プロフェッショナルサービスの報酬として、1千万円以上の金銭・その他財産上の利益を得ている個人並びに法人、団体等の取締役、理事、監査役、執行役、重要な使用人等であった者
- ⑤ 当社の独立社外取締役としての在任期間が通算で8年を超えた者

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより、当社にて損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うというものであります。

③ 取締役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日および4月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等についてかかる決定方針を決議しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）への基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）は、2016年6月28日の株主総会決議のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額100百万円、監査等委員である取締役は年額30百万円を支給総限度額とする。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、以下計算式に基づき算定される額を、監査等委員会へ諮問の上、取締役会で決定する。なお、年額50百万円を支給総限度額とする。

（計算式）

業績連動報酬支給総額＝事業年度の連結経常利益×3%

（職位別ポイント）

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し職位別に以下のポイントを付与し、上記業績連動報酬支給総額を職位別ポイントに応じて対象となる取締役に配分する。

代表取締役社長 4

執行役員兼任取締役 1

業績連動報酬に係る指標として連結経常利益を選択した主な理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の持続的な成長に向けた動機付けに資することが重要であることから、業績をどの段階の収益で図るべきかという観点で検討した結果、本業の収益を示す営業利益のみではなく企業収益として取締役（監査等委員を除く。）が積極的に関与すべき余地が大きい営業外損益も加えた、連結経常利益が妥当と認識したことによる。また、親会社株主に帰属する当期純利益については、経営努力とは別の観点で増減が左右される要素が大きいことから採用すべきではないとの考えから、現時点では連結経常利益が業績連動報酬を決定する上で最も妥当な指標であると考えている。

c.非金銭報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬型新株予約権として、あらかじめ株主総会で決められた範囲内で職位ごとの口数を監査等委員会へ諮問の上、取締役会で決定し毎年付与する。なお、新株予約権の内容は、予め株主総会で定められた内容とし、株式報酬としての新株予約権は年額30百万円、口数200個を上限とする。

d.報酬等の割合に関する方針

当社の報酬は、上記の基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されておりこれらの支給割合についての定量的な目安は設けていないが、健全な起業家精神の発揮を促すとともに内外の優秀な人材を確保するという目的のもとこれらの割合が適正になるよう取締役会で議論して決定している。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額、その算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、代表取締役社長が担当職務における貢献度、各期の業績等を総合的に勘案して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について監査等委員会へ諮問し、「妥当である」旨の意見を心得て取締役会へ議案を上程している。当該取締役会

で取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬総額を決定の上、上記方針に基づき各個人へ配分している。監査等委員である取締役については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、それぞれの職務形態・内容を勘案して監査等委員会の協議により決定している。

役員の報酬額の決定過程における取締役会の活動内容としては、監査等委員会の諮問を経て、取締役会で決議し決定している。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	72 (-)	46 (-)	19 (-)	7 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10 (10)	10 (10)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	82 (10)	56 (10)	19 (-)	7 (-)	6 (3)

- (注) 1. 上記取締役の支払額には、執行役員兼務取締役の執行役員分は含まれておりません。
2. 上記取締役の支払額には、当事業年度中に役員賞与として費用計上し、引当金に繰り入れた額も含めております。
3. 業績連動報酬等にかかる指標は事業年度の連結経常利益をもとに算定しています。
4. 非金銭報酬の内容は、株式報酬型新株予約権となります。
5. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、支給限度額を年額100百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）とした定額報酬、支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬、ストックオプションとして割り当てる新株予約権の報酬枠を年額30百万円以内とした株式報酬を、取締役（監査等委員）については、支給限度額を年額30百万円以内とした定額報酬を、それぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。なお、当社は当該定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へと移行しております。
6. 上記取締役の支払額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役に対する報酬の一部として発行した新株予約権の公正価値を算定し、費用計上すべき額を含めております。
7. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額、その算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、代表取締役社長 久保田寿治が担当職務における貢献度、各期の業績等を総合的に勘案して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について監査等委員会へ諮問し、「妥当である」旨の意見を得心取締役会へ議案を上程しています。当該取締役会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬総額を決定の上、上記方針に基づき各個人へ配分しています。監査等委員である取締役については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、それぞれの職務形態・内容を勘案して監査等委員会の協議により決定しています。
- 役員の報酬額の決定過程においては、監査等委員会の諮問を経て取締役会で決議し決定しており、当該手続きを経て個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役（監査等委員）中野 厚徳氏は、虎ノ門パートナーズ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同法律事務所の間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬額は年間1千万円以下であり、また、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。

取締役（監査等委員）橋本 光男氏は、職業能力開発総合大学校の名誉教授であり、当社の役員と人的関係を有さず、当社との間取引関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発現状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	佐藤 順一	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席、監査等委員会8回中8回出席し、他社における監査役としての豊富な知識と経験をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	中野 厚徳	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席、監査等委員会8回中8回出席し、弁護士としての専門的な見識及び豊富な経験をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	橋本 光男	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席、監査等委員会8回中8回出席し、業界を熟知した技術的知見をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人
 ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。そのため当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況
 該当事項はありません。

- ⑤ 当該事業年度に辞任した会計監査人に関する事項
 該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、企業集団のコンプライアンス・ポリシーとして「行動規範」及び「行動指針」を定め、法令と企業倫理の遵守を当社の企業活動の原点とする。
 - b. 当社及び子会社の代表者により構成されるコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンスに関する諮問を受けるとともに企業集団のコンプライアンス・プログラムを策定・強化する。
 - c. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携の下、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について全社的な統括責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程により、これらの記録を常時閲覧できるものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業部及び部門は、それぞれのリスクの管理を行う。事業部及び部門の長は、定期的に事業報告の一環としてリスク管理の状況を取締役会に報告する。また、当社及び子会社の横断的なリスク状況の監査並びに新たに生じたリスクへの対応方針はコンプライアンス委員会が定め、リスクへの対応は当社及び子会社の管理部門がそれぞれにおいて行うものとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - a. 監査等委員会設置会社の体制により取締役会の役割を意思決定と監督に機能を絞るとともに執行役員制度に基づき業務執行権限を託すことで、経営の意思決定と執行の分離を図り、意思決定の迅速化と効率化を目指す。
 - b. 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役に対しては業績に連動した報酬を一部導入する。

- c. 当社及び子会社それぞれにおいて、社内規定で明確化された職務分掌及び権限に基づき業務運営を行う。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- 当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、その上で当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を図る。
 - 当社は関係会社管理規程に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、内部監査規程に基づく企業集団全体としての内部統制監査を実施する。
 - 金融商品取引法に基づく財務報告及び資産保全の適正性確保のため、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制並びに資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。
- 6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室のスタッフがこれにあたる。
- 7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
内部監査室における監査等委員会を補助する業務を担当する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- 8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他、監査等委員会への報告に関する体制
- 監査等委員は取締役会、部長会あるいはコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、報告を聞き、意見を述べることのできる権利を有するものとする。
 - 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
 - 内部通報制度に基づく通報の窓口は社外取締役とする。
 - 内部通報制度に基づく通報者が不利益となる取扱いを禁止するとともに、通報者がそのような取扱いを被らないよう適切な措置を執る。
 - 監査等委員会が適正な監査の実施のために社外の専門家へ調査・鑑定・助言を委託するに際し、当該委託業務に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なではないと認められる場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会を年間17回開催し、重要事項について審議・決定しました。
 - ② 役職員を含む全社員を対象としたコンプライアンス教育を定期的、反復的に実施しました。
 - ③ コンプライアンス委員会を年間5回開催しました。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の議事録、資料及び取締役の職務執行に係る決裁書類等は、管理部門が適切に保存、管理し、取締役、監査等委員、その他会計監査人等が必要に応じて閲覧しました。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 年間17回開催された取締役会において、リスク状況も含めた事業報告が行われました。
 - ② 事業継続計画（BCP）に基づく安否情報システムによる災害時の社員及び家族の無事を確かめる訓練を年2回実施しました。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 執行役員会は、代表取締役も出席し、毎月開催され、業務執行の定期的な報告と経営計画の進捗状況の確認等を行っています。
 - ② 代表取締役、取締役及び執行役員は、社内諸規程に則り、分担して職務を執行しました。
- 5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社からの報告を受け、重要な事項については事前承認を行っています。
 - ② 海外子会社を含め各子会社に対して、内部監査室が実地監査を実施し、結果を代表取締役に報告しています。
- 6) 監査等委員会の職務を補助する体制、報告に関する事項
 - ① 社外監査等委員を含め監査等委員は全ての取締役会に出席する他、執行役員会等の重要な会議にも適宜出席しています。
 - ② 監査等委員は会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期的な報告を受ける他、会計監査人から適宜監査状況を聴取しています。

- ③ 監査等委員は子会社の代表者と適宜会合を持ち、情報を得て、子会社への調査も行っています。
- ④ 内部監査室は、監査報告を代表取締役と同様に監査等委員に対しても行っています。
- ⑤ 監査等委員の職務に関して、予算が不足する事態は生じませんでした。

(3) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、内部留保については、市場のニーズに応えるべく研究・開発体制の強化、グローバル展開を進めるための投資や機動的な自己株式の取得など、持続的な成長と株主価値向上へ活かしつつ、株主の皆様への利益還元として、安定配当の維持を重視した上で、連結ベースの配当性向35%を目標としています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第95期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(10,403,012)
現金及び預金	4,679,178
受取手形及び売掛金	3,570,361
商品及び製品	963,324
仕掛品	536,345
原材料及び貯蔵品	487,308
その他	168,506
貸倒引当金	△2,010
固定資産	(4,921,611)
有形固定資産	(2,934,692)
建物及び構築物	1,490,750
機械装置及び運搬具	158,868
工具、器具及び備品	128,265
土地	1,156,808
無形固定資産	(207,599)
リース資産	18,096
その他	189,502
投資その他の資産	(1,779,319)
投資有価証券	1,499,411
長期貸付金	65,093
繰延税金資産	38,107
破産更生債権等	18,704
その他	217,390
貸倒引当金	△59,388
資産合計	15,324,624

科目	第95期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(1,347,428)
支払手形及び買掛金	351,176
1年内償還予定の社債	9,000
1年内返済予定の長期借入金	60,606
リース債務	4,683
未払費用	389,816
未払法人税等	80,961
未払消費税等	48,544
役員賞与引当金	19,020
工事損失引当金	38,797
その他	344,823
固定負債	(450,035)
社債	100,000
長期借入金	64,609
リース債務	14,245
長期末払金	26,400
役員退職慰労引当金	66,475
繰延税金負債	125,451
退職給付に係る負債	52,854
負債合計	1,797,464
純資産の部	
株主資本	(12,963,776)
資本金	3,072,352
資本剰余金	4,120,511
利益剰余金	6,455,461
自己株式	△684,550
その他の包括利益累計額	(493,901)
その他有価証券評価差額金	455,753
為替換算調整勘定	53,457
退職給付に係る調整累計額	△15,309
新株予約権	(59,371)
非支配株主持分	(10,110)
純資産合計	13,527,159
負債純資産合計	15,324,624

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第95期
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	7,899,927
売上原価	5,043,020
売上総利益	2,856,906
販売費及び一般管理費	2,256,147
営業利益	600,758
営業外収益	77,821
受取利息	15,742
受取配当金	31,324
その他	30,754
営業外費用	43,166
支払利息	3,602
投資有価証券売却損	5,481
為替差損	2,370
手形売却損	402
固定資産除却損	4,588
補助金返還額	21,834
その他	4,886
経常利益	635,414
税金等調整前当期純利益	635,414
法人税、住民税及び事業税	167,706
法人税等調整額	34,273
当期純利益	433,434
非支配株主に帰属する当期純利益	883
親会社株主に帰属する当期純利益	432,550

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日期末首残高	3,072,352	4,120,511	6,244,206	△701,251	12,735,819
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△219,416		△219,416
親会社株主に帰属する当期純利益			432,550		432,550
自己株式の処分			△1,879	16,701	14,822
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	211,255	16,701	227,956
2021年3月31日期末残高	3,072,352	4,120,511	6,455,461	△684,550	12,963,776

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主の持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2020年4月1日期末首残高	110,272	43,811	△79,031	75,052	61,480	10,023	12,882,376
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△219,416
親会社株主に帰属する当期純利益							432,550
自己株式の処分							14,822
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	345,480	9,646	63,722	418,849	△2,109	86	416,826
連結会計年度中の変動額合計	345,480	9,646	63,722	418,849	△2,109	86	644,783
2021年3月31日期末残高	455,753	53,457	△15,309	493,901	59,371	10,110	13,527,159

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第95期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(8,689,461)
現金及び預金	3,603,230
受取手形	732,852
売掛金	2,511,174
製品	893,139
仕掛品	338,788
原材料	293,874
前払費用	65,474
未取還付法人税等	36,083
関係会社短期貸付金	50,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	125,000
その他	40,865
貸倒引当金	△1,022
固定資産	(4,912,808)
有形固定資産	(1,659,982)
建物	953,588
構築物	40,085
機械及び装置	17,015
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	50,587
土地	598,704
無形固定資産	(176,476)
特許権	7,467
ソフトウェア	163,387
電話加入権	5,559
ソフトウェア仮勘定	28
その他	33
投資その他の資産	(3,076,349)
投資有価証券	1,494,411
関係会社株式	1,077,322
関係会社出資金	285,231
従業員に対する長期貸付金	64,192
破産更生債権等	18,704
前払年金費用	30,375
その他	165,499
貸倒引当金	△59,388
資産合計	13,602,269

科目	第95期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(795,575)
買掛金	267,990
未払金	42,216
未払費用	280,037
未払消費税等	16,253
前受金	98,320
預り金	32,729
役員賞与引当金	19,020
工事損失引当金	38,797
その他	210
固定負債	(110,901)
繰延税金負債	110,901
負債合計	906,476
純資産の部	
株主資本	(12,180,669)
資本金	3,072,352
資本剰余金	4,124,646
資本準備金	4,124,646
利益剰余金	5,668,219
利益準備金	613,089
その他利益剰余金	5,055,130
別途積立金	2,700,000
繰越利益剰余金	2,355,130
自己株式	△684,550
評価・換算差額等	(455,753)
その他有価証券評価差額金	455,753
新株予約権	(59,371)
純資産合計	12,695,793
負債純資産合計	13,602,269

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：千円)

科目	第95期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	6,225,400
売上原価	4,174,329
売上総利益	2,051,070
販売費及び一般管理費	1,873,994
営業利益	177,076
営業外収益	106,024
受取利息	1,483
有価証券利息	10,641
受取配当金	58,496
不動産賃貸料	19,968
その他	15,434
営業外費用	13,189
支払利息	344
不動産賃貸費用	4,628
投資有価証券売却損	5,481
その他	2,734
経常利益	269,911
税引前当期純利益	269,911
法人税、住民税及び事業税	40,197
法人税等調整額	46,048
当期純利益	183,666

株主資本等変動計算書

第95期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 金			
2020年4月1日期首残高	3,072,352	4,124,646	4,124,646	613,089	2,700,000	2,392,759	5,705,849	△701,251	12,201,596	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△219,416	△219,416		△219,416	
当期純利益						183,666	183,666		183,666	
自己株式の処分						△1,879	△1,879	16,701	14,822	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△37,629	△37,629	16,701	△20,927	
2021年3月31日期末残高	3,072,352	4,124,646	4,124,646	613,089	2,700,000	2,355,130	5,668,219	△684,550	12,180,669	

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日期首残高	110,272	110,272	61,480	12,373,349
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△219,416
当期純利益				183,666
自己株式の処分				14,822
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	345,480	345,480	△2,109	343,371
事業年度中の変動額合計	345,480	345,480	△2,109	322,443
2021年3月31日期末残高	455,753	455,753	59,371	12,695,793

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社ニレコ
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 原 秀敬 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 水野 友裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニレコの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニレコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社ニレコ
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 原 秀敬 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 水野 友裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニレコの2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月1日

株式会社ニレコ 監査等委員会

監査等委員 佐藤 順一 印

監査等委員 中野 厚徳 印

監査等委員 橋本 光男 印

(注) 監査等委員 佐藤 順一、中野 厚徳、橋本 光男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

第95回定時株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室
東京都八王子市石川町2951番地4 電話（042）642-3111（代表）
正門にお越しください。係の者がご案内します。

交通

J R 八高線北八王子駅下車（徒歩約1分）
<ご参考> J R 八高線は以下の列車が便利です。
・八王子発（高麗川方面） ・拝島発（八王子方面）
・ 9:12 ・ 9:09
・ 9:40 ・ 9:33
本数が少ないのでご注意ください。



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来訪はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。